

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表についての補足説明
(飼養頭羽数による規模の分類)

都道府県別の報告農場数及び頭羽数を公表するにあたり、飼養頭羽数により「大規模」、「小規模」、「左記以外」の3つに農場を分類しています。畜種ごとの分類は下記のとおりです。

	大規模	小規模	左記以外 (中規模)
乳用牛・和牛等※ (満4月齢～満24月齢未満)	3,000頭以上	1頭	2～2,999頭
(満24月齢～)	200頭以上	1頭	2～199頭
乳用種の雄牛・交雑種の牛 (満4月齢～満17月齢未満)	3,000頭以上	1頭	2～2,999頭
(満17月齢～)	200頭以上	1頭	2～199頭
水牛	200頭以上	1頭	2～199頭
馬			
鹿	3,000頭以上	6頭未満	6～2,999頭
めん羊			
山羊			
豚			
いのしし			
鶏	10万羽以上	100羽未満	100～99,999羽
うずら			
あひる	1万羽以上	100羽未満	100～9,999羽
きじ			
ほろほろ鳥			
七面鳥			
だちょう	1万羽以上	10羽未満	10～9,999羽

※ 「乳用牛・和牛等」とは、「乳用種の雄牛・交雑種の牛」以外の牛を示す。

大規模:家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場

小規模:家畜伝染病予防法施行規則第21条の3に定める頭羽数の家畜を飼養する農場及び所有者